

## 第4回さいたま市地域自立支援協議会議事録

日時：平成24年7月10日（火） 10:00～12:00

場所：さいたま市保健所2階 第2研修室

### 次 第

1. 開 会
2. 議 題
  - 第3回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）の承認
  - 平成24年度の地域自立支援協議会について
  - 障害者総合支援計画2012～2014について
  - 専門分科会からの報告
3. そ の 他
4. 閉 会

### 配布資料

- ・第4回さいたま市地域自立支援協議会次第
- ・第4回さいたま市地域自立支援協議会座席表
- 【資料1】第3回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）
- 【資料2】さいたま市地域自立支援協議会の概要
- 【資料3】障害者虐待防止法の施行に向けた対応について
- 【資料4】今後の精神障害者退院促進支援について
- 【資料5】市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（一部抜粋版）
- 【参考資料】
- ・さいたま市障害者総合支援計画2012～2014
- ・さいたま市障害者総合支援計画2012～2014 概要版

### 出席者

委 員・・・大須田委員、小津委員、金子委員、菅原委員、遠山委員、長岡委員、日向委員、三石委員、宮部委員、宗澤委員（敬称略）

事 務 局・・・吉川課長、川鍋課長補佐、西淵係長、小暮主任、川松主事、大塚主事、滝沢主事

# 1 開会

## ○ 出席状況と資料の確認

(宗澤会長)

それでは定刻となりましたので「第4回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきますが、出席委員9名、欠席委員1名で過半数の方がご出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第25条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

続きまして、会議の公開に関してですが、本協議会は「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」によりまして原則公開することと規定されております。傍聴人について確認させていただいたところ、本日12名の方が傍聴を希望されておりますので、本日の傍聴人を12名と定め、この方々につきまして、傍聴を許可したいと存じます。

ここで審議に入ります前に、事務局より本日の資料のご確認をお願いいたします。

(西淵係長)

ノーマライゼーション推進係長の西淵でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。それでは、審議に先立ちまして、お手もとの資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした資料といたしましては、「第4回さいたま市地域自立支援協議会次第及び座席表」、資料1といたしまして「第3回さいたま市地域自立支援協議会議事録(案)」、資料2といたしまして「さいたま市地域自立支援協議会の概要」、資料3といたしまして「障害者虐待防止法の施行に向けた対応について」、資料4といたしまして、「今後の精神障害者退院促進支援について」、資料5といたしまして「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応(一部抜粋版)」、参考資料といたしまして「さいたま市障害者総合支援計画2012～2014 概要版と計画本文」の以上7点でございますが、よろしいでしょうか。

続きまして、本日は年度が改まって最初の協議会となっております。お手もとの資料2、さいたま市地域自立支援協議会の概要の20ページをご覧ください。こちらが本年度の本協議会の委員名簿となっておりますが、4月の人事異動により精神保健課の澤田委員に代わり、新たに精神保健課課長補佐兼相談・支援第2係長の金子委員にご参加いただくこととなりましたのでご紹介申し上げます。金子委員、一言ご挨拶いただければ幸いです。

(金子委員)

精神保健課相談・支援第2係の金子と申します。よろしくお願いたします。

(西淵係長)

ありがとうございました。その他の皆様におかれましては昨年度からの引き続きということで、今後ともどうぞよろしくお願申し上げます。

続きまして、本日の協議会の開会にあたり、障害福祉課長の吉川より一言ご挨拶申し上げます。吉川課長、よろしくお願いいたします。

（吉川課長）

皆様、こんにちは。障害福祉課長の吉川でございます。本日は、誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に基づく第3期さいたま市地域自立支援協議会、その第4回の協議会ということで、ご多忙中にも関わらずご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、今回より新たに委員としてご参加をいただいております方におかれましては、突然の依頼にも関わらず快く委員をお引き受けいただいたことに対しまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、お陰様で、本市が政令指定都市として初めて制定いたしました「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」、いわゆるノーマライゼーション条例が本年4月1日より全面施行の運びとなりました。本条例は、障害者に対する差別及び虐待を禁止する内容の条例としては、国による各種の法整備に先駆けて制定されたものであり、全国的にその動向が大変注目されているところでございます。

また、すでにご存知のとおり、先に成立した障害者虐待防止法が本年10月から施行されることとされております。本市といたしましては、ノーマライゼーション条例に基づき、障害者虐待防止法の各種規定に一步先じた形で、障害のある方への虐待に対応する体制を整えてまいりましたが、これまでに整備したものが障害者虐待への対応体制として完全なものであるとは考えておらず、障害者虐待防止法で新たに設けられた事項を含めまして、障害者虐待への対応体制を更に充実したものとしていくことが求められているものと考えているところでございます。

また、すでにご存知のとおり、先に改正されました障害者自立支援法も本年4月から施行されており、それに伴いましてこれまで保健所精神保健課で行ってまいりました、さいたま市精神障害者退院支援事業が障害福祉課に移管されることとなりました。本市といたしましては、ノーマライゼーション条例に基づき、障害のある方が地域で暮らしていくための支援体制について、主に相談支援を中心に整備してまいりましたが、病院や障害者支援施設で過ごされている方が地域で暮らしていくために必要な施策を、今後更に充実したものとしていくためにも、地域の課題を整理すると共に、各機関の連携をはじめとする体制の整備を行っていく必要があると考えております。

本年度の本協議会におきましては、これらの重要な課題に対する皆様のご意見をいただきながら、今後の障害者福祉施策の向上につなげてまいりたいと考えておりますので、公私にわたり大変ご多忙の中かとは存じますが、ぜひとも本協議会の運営と本市における障害者福祉の更なる向上にお力添えを賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（西淵係長）

ありがとうございます。続きまして、本日参加している事務局職員の紹介をさせていただきます。まず、障害福祉課長の吉川でございます。続きまして、障害福祉課

長補佐で自立支援給付係長の川鍋でございます。続きまして、ノーマライゼーション推進係の小暮でございます。同じく川松でございます。同じく大塚でございます。同じく滝沢でございます。そして私、ノーマライゼーション推進係長の西淵でございます。

協議会の事務局につきましては、昨年度まで障害福祉課企画係にて所掌させていただいておりましたが、企画係が名称を改め、ノーマライゼーション推進係となりました。また、障害者自立支援法に基づく各種障害福祉サービスに関する事務につきましては、本年度から自立支援給付係を設置し、これまで制度部門と給付部門で分離されておりました係体制の一元化をいたしました。今後はこのような体制にて本協議会の事務を所掌させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

(宗澤会長)

ありがとうございます。皆さん資料の方はよろしいでしょうか。

## 2 議題

### ○ 第3回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）の承認

(宗澤会長)

それでは、ここから議事の方に入らせていただきます。

まず、本日の議題の1ですが、前回協議会である「第3回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）」につきまして、協議会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正等のご意見がなければ、議事録として承認することといたしますが、皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(宗澤会長)

ありがとうございます。それでは、第3回の議事録（案）につきましては、事務局の案のとおり承認といたします。

### ○ 平成24年度の地域自立支援協議会について

(宗澤会長)

続いて、議題の2番目、平成24年度の地域自立支援協議会についてということですが、こちらは事務局からご説明いただけますでしょうか。

(大塚主事)

それでは、議題の2番目「平成24年度の地域自立支援協議会について」ご説明させてい

たきます。まず、さいたま市地域自立支援協議会の概要でございますが、地域自立支援協議会は、障害者自立支援法第 89 条の 2 の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な場として位置付けられています。さいたま市では、市内における相談支援体制の機能強化を図り、障害者の地域生活への移行を、利用者主体の原則から進める力を地域に育むことを目的として、平成 19 年に地域自立支援協議会を設置し、これまで居住支援の方策や障害者虐待の対応などを協議し、障害者相談支援指針を策定するなどの活動を行って参りました。

地域自立支援協議会は、これまで厚生労働省の定める実施要綱に沿って運営されてまいりましたが、今般の法改正により明確に法的な位置づけをもつと共に、平成 23 年 4 月に施行されました誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例、いわゆる「ノーマライゼーション条例」が本協議会の設置条例となっております。

それでは、本日の資料 1 「さいたま市地域自立支援協議会の概要」の 10 ページをお開きください。こちらは誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の本文になりますが、第 31 条において、「市長の諮問に応じ、障害者の地域における自立した生活の支援（次項において「地域生活支援」という。）に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会を設置する」と明記されております。

また、第 2 項においては、本協議会の役割として、「地域生活支援に係る社会資源の開発に関すること」、「地域生活支援に係る施策の課題の検討に関すること」、「地域生活支援に係る方策の研究に関すること」、「地域生活支援に係る福祉事務所及び相談支援事業者に対する助言に関すること」という、4 つの役割を掲げております。このような地域の課題について、相談支援事業者の情報共有の場である「コーディネーター連絡会議」や障害者総合支援計画の策定や障害者福祉施策全体の進行管理を担う「障害者政策委員会」等と連携しながら、さいたま市における障害者の地域移行を進める取り組みを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、専門部会の役割について説明いたします。資料 1 の 1 ページ目をご覧ください。平成 24 年度の地域自立支援協議会は、本協議会及び専門部会（新設）によって構成します。下のイメージ図にありますように、専門部会は、障害者の地域生活に関する支援について調査審議を行うことを目的とする「地域生活支援部会」と、障害者虐待に関する支援について調査審議を行うこと目的とする「障害者虐待対策部会」の 2 つを設置します。

「地域生活支援部会」は、平成 23 年度まで保健所精神保健課が設置していた「退院支援連絡会及び運営委員会」をモデルとして、精神障害者以外も支援の対象とする形で新たに設計するものです。「障害者虐待対策部会」は平成 23 年度まで作業部会として設置していたものを継続し、障害者虐待の支援に関する検討を実施するものです。

続いて、「障害者虐待対策部会」につきましては、平成 23 年度まで本協議会の作業部会として開催していた「障害者虐待対策部会」の議論を引き継ぎ、障害者虐待の支援に関するより高度な検討を行うため、専門部会として設置するもので、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化及び障害者虐待支援における手法等について、事例等を通じて検討してまいります。地域自立支援協議会につきましては、法令及び本市が制定いたしましたノーマライゼーション条例によって、その役割が明確化されたことで、今後ますます障害のある方からの期待も大きくなっていくものと考えておりますので、皆様ど

うぞよろしくお願ひいたします。本協議会の設置に関する経緯と概要につきましては、以上となります。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対して、皆様から何かご意見等  
はございますか。よろしいでしょうか。

## ○ 障害者総合支援計画 2012～2014 について

(宗澤会長)

それでは、本日の議題3に移ります。障害者総合支援計画 2012～2014 についてということですが、事務局からご説明をお願いいたします。

(大塚主事)

それでは「さいたま市障害者総合支援計画 2012～2014」につきまして、ご説明いたします。本計画は、障害者政策委員会を中心に議論を重ね、また、本協議会をはじめ、誰もが共に暮らすための市民会議やパブリックコメント等で幅広いご意見を反映させたうえ、本年3月に策定したものでございます。本協議会の委員の皆様におかれましては、特に第3期障害福祉計画における各サービス見込量の部分につきまして、重点的にご議論をいただきました。この場をお借りいたしまして改めて御礼申し上げます。

それでは、本日別冊としてお配りいたしました「障害者総合支援計画 概要版」をご覧ください。まず、計画の位置付けについてでございますが、さいたま市障害者総合支援計画は、障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」として、障害者自立支援法に規定する「市町村障害福祉計画」として、そしてノーマライゼーション条例に基づく施策を推進する計画としての3つの位置づけをもって策定したものでございます。計画期間は、平成24年度から平成26年度の「3年間」としております。

2ページをご覧ください。計画の体系についてでございますが、「基本方針」は、ノーマライゼーション条例の前文・目的から「誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざす」こととしております。「基本目標」と「基本施策」につきましては、条例の施行により今後本格的に推進していく施策を新たに目標設定し、これまで実施してきた施策も含め、条例の内容に沿った形で再編しております。基本目標1「障害者の権利の擁護の推進」は、条例に基づく「障害者への差別や虐待の禁止等の施策」について、今後本格的に推進していくものとして、この度新たに基本目標として設定したものでございます。基本目標2「質の高い地域生活の実現」、基本目標3「自立と社会参加の仕組みづくり」は、前期計画の基本目標を踏襲し、前期計画の基本目標3「主体的な選択の支援」も含めて、条例に沿って、各基本施策を整理統合しております。基本目標4「生涯にわたる発達の支援」は、条例に基づく「生涯にわたる障害者への保育、教育の実施」を進めるものとして、新たに基本目標として設定したものでございます。

そして、ページ下段になりますが、今回の計画期間に重点的に取り組む事項として、「障害者権利擁護システムの構築」、「相談支援システムの強化」、「生涯にわたる切れ目のない

支援」、「災害時の対策」といった4つの重点プログラムを掲げ、ノーマライゼーション条例に基づく障害者権利擁護体制の構築の他、東日本大震災を受けた災害時の対策等を推進することとしております。

8ページをお開きください。本計画は、各障害者施策の実施に加えまして、障害者自立支援法に基づく第3期障害福祉計画として、平成26年度までに障害のある方が施設や病院から地域生活へ移行する目標数値を定め、障害福祉サービス等の見込量とその確保方策を記載しております。

9ページの方に、サービスごとの平成26年度時点での見込量を掲載しております。特に本協議会でご意見をいただき、最終案において修正した部分といたしましては、左側中段にございます就労移行支援事業の利用者数につきまして、目標値自体の平成26年度末において就労継続支援A型事業の利用者の割合につきまして、「国の基本指針とおりとする必要があるか、これまでの実績と比べ伸びが大き過ぎる」とのパブリックコメントでの意見を受け、利用者の3割はA型を利用するとしていたものを1割に、510人を100人に修正しております。

各サービス見込量で大幅に修正した部分といたしましては、療養介護に重症心身障害児施設からの移行分を見込みまして、100人分ほど数値を追加し、112人分としております。日中活動系サービス見込量については、埼玉県福祉部障害者福祉推進課より、第3期計画期間では旧法施設からの移行はないこと、埼玉県全体の中でさいたま市の数値の占める割合が多くなりすぎること、これらの見込量を賄えるだけの体制整備を行えるか疑問であること、との指摘を受け下方修正したものがいくつかございまして、生活介護、就労継続支援A(B)型につきまして、これらの指摘を受け、数値を下方修正しております。

続きまして、10ページをお開きください。条例制定後の障害者施策の推進体制につきましては、障害者政策委員会において施策のあり方や進捗状況を確認し、公募の市民による市民会議を意見交換の場として設置し、庁内には市長を本部長とする障害者施策推進本部を設置し、障害者施策を推進していくこととしており、昨年度の計画策定の際も、条例制定の取組みと同様にこうした推進体制のもと、パブリックコメント等の場も通じて幅広い市民の意見を参考に策定作業を進めてまいりました。こうした取組みの中でいただいた意見を受け、計画記載事業の計画目標数値を修正するなど計画素案に追記・修正を加え、障害者総合支援計画2012～2014として策定したところでございます。

最後に、計画における「障害者の権利の擁護の推進」記載箇所について説明させていただきます。恐れ入りますが、計画冊子の36ページをお開きください。基本目標1「障害者の権利の擁護の推進」は、新たに基本目標として設定したものでございまして、具体的な施策、事業としましては、条例に基づく施策であります、基本施策1「障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進」、基本施策2「障害者への差別及び虐待の禁止」基本施策3「成年後見制度等の利用の支援」を、それぞれ43ページ以降にございます関連事業を実施していくことで推進していくこととしております。条例の周知啓発や、差別や虐待の対応、市民後見人の育成、法人後見の実施等といった、条例の制定によって新たに市として実施することとなった事業につきましても記載しているところでございます。

続きまして、85ページをお開きください。重点プログラムのひとつである「障害者権利擁護システムの構築」について記載してございます。ここでは、権利侵害されている障害

者に対しまして、区福祉事務所や相談支援事業者等が、連携して対応するシステムを構築していくことを記載しており、86 ページには、具体的な施策及び方向性として、高齢・障害者権利擁護センターの設置や「障害者の権利の擁護に関する委員会」の設置について記載しております。

また、87、88 ページには、障害者差別、障害者虐待への対応について記載しており、「障害者相談支援指針」に基づき、区福祉事務所や障害者生活支援センターを主たる窓口として対応を図ることや、障害者への差別事案の審議等を行う機関として「障害者の権利の擁護に関する委員会」を設置することとしているところでございます。

なお、平成 25 年 4 月施行予定の障害者自立支援法に代わる新たな障害者福祉制度でございます「障害者総合支援法」におきましては、付帯決議における検討規定といたしまして、障害者計画及び障害福祉計画の見直し規定が設けられております。したがって、障害福祉計画部分につきましては、計画期間中の見直しも想定されますので、必要に応じて本協議会におきましてご意見を改めて頂戴したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。計画についての説明は以上でございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。ただ今の事務局の報告に関しまして、何かご意見やご質問等ございますか。

(宮部委員)

○計画に関連して、職場にもっとジョブコーチをつけてほしい。

※録音機器不調により聞き取りできず

## ○ 専門分科会からの報告

(宗澤会長)

それでは、本日の議題の 4 に移ります。専門分科会からの報告ということですが、事務局から説明をお願いいたします。

(大塚主事)

それでは、障害者虐待への対応につきまして、先日開催をいたしました障害者虐待対策部会での議論を踏まえて事務局より報告させていただきたいと存じます。恐れ入りますが資料 3 「障害者虐待防止法の施行に向けた対応について」と書かれました横とじのものをお開きいただけますでしょうか。

資料の 2 ページになります。まず、障害者虐待に対する対応体制について、改めて現状をご説明申し上げたいと存じます。はじめに、本市における動向ということでございますが、本市におきましては平成 23 年 4 月に「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例、通称「ノーマライゼーション条例」が施行されました。同条例におきましては障害者への虐待の禁止等として、虐待の類型から事案に対する通報、通報を受けた場



合の措置や立入調査といった対応方針を位置付けたところでございます。特に虐待の類型におきましては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待といった従来からの虐待概念に加え、いわゆるセルフネグレクトの概念を新たに規定するなど、国の障害者虐待防止法の施行に先駆けて、本市独自の対応体制を構築したところでございます。

また、本市における具体的な対応指針として、平成23年度に策定した「障害者相談支援指針」について、平成23年度の本協議会での議論を踏まえて、障害者虐待への対応指針としても活用できるよう、通報・相談に対する対応方法から機関連携のあり方までを網羅的に盛り込めるよう改訂し、平成24年度版として新たに発行したところでございます。

次に、資料の3ページといたしまして、国における障害者虐待をめぐる動向についてご説明申し上げます。国におきましては、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律と題しまして、いわゆる障害者虐待防止法が平成23年6月に成立し、本年10月に施行されることとなっております。それに伴い、厚生労働省におきまして、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」と題されました自治体向けの障害者虐待防止マニュアルが作成され、それに基づいて各自治体が障害者虐待に対応できるよう、研修会等も開催されているところでございます。

続きまして、本市における具体的な障害者虐待への対応体制についてご説明申し上げます。資料の方は4ページをお願いいたします。まず、虐待を受けたときや虐待を発見したときは、虐待対応機関として位置付けられている各区役所の支援課もしくは各区に設置されている障害者生活支援センターに相談又は通報することとしています。障害者生活支援センターが相談または通報を受けた場合は、支援課に速やかに報告することとし、支援課が通報を受けた場合も、速やかに障害者生活支援センターや各関係機関と協力し、状況の調査を行います。状況調査の結果、緊急と判断される場合は、支援課又は障害者生活支援センターは、障害者支援施設やグループホーム等に虐待されたケースの緊急受入れを要請します。緊急保護がなされないケースにおいても、必要に応じて各関係機関に対し協力を要請し、各関係機関は権限を適切に行使することとしております。さらに、虐待対応機関だけの処遇が困難な事例や経済的虐待により後見的支援が必要な場合等は、高齢・障害者権利擁護センターへ支援・助言を要請し、その助言を受けることとしております。

また、通報のあった虐待が、障害者支援施設内で発生している場合は、各区支援課及び障害者生活支援センターは障害福祉課に連絡することとしています。連絡を受けた障害福祉課は監査指導課と連携して、障害者自立支援法等の規定に従い、指導監査を行うとともに、必要に応じて指定の取消や処分の公表を行います。

それでは、資料5ページに進ませていただきたいと思います。ここからは、障害者虐待防止法と本市の対応の相違点ということで、障害者虐待防止法に規定されていながら、本市の障害者虐待対応体制において規定がないものの中から主な論点についてご提示申し上げます。まず、使用者による障害者虐待への対応体制についてでございますが、こちらにつきましては、これまで本市の障害者相談支援指針におきましては、特別の定めをしておりません。しかしながら、障害者虐待防止法が施行されることとなった現在におきましては、何らかの対応体制を定めることが必要となっております。

そこで、基本的な枠組みの案として本日ご提示させていただきませんが、5ページの下段部分となります。本市におきましては、障害者の就労支援を行う機関として障害者総合

支援センターを位置付けているところがございますので、各区支援課及び障害者生活支援センターに通報・相談のありました職場での虐待事例につきましては、同センターをスーパーバイズ機関として、虐待対応機関と連携を図りながら対応する体制を構築したいと考えております。

次に、資料6ページが障害者虐待防止法に基づく労働局への通報等ということでございます。障害者虐待防止法では、使用者による虐待に対して、都道府県から労働局へ通報し、必要に応じて労働局による介入が図られることとなっておりますが、現時点では労働局側と具体的な連携体制等が構築されていない状況でございます。今後につきましては、埼玉県を中心に使用者による虐待への連携体制について、議論を行っていきたいと考えているところでございます。

資料7ページをお願いいたします。最後に3点目となりますが、やむを得ない事由による措置の拡大が挙げられます。こちらにつきましては、障害者虐待防止法第9条第2項におきまして、これまで身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法によって規定されていた「やむを得ない事由による措置」について、身体障害者及び知的障害者以外もそれらと見直して措置の対象とするように規定されております。

つきましては、本市におきましても10月の法施行以降、この規定が有効に機能するためにも対象範囲の拡大について通知するとともに、改めて障害者相談支援指針に記載する必要があると考えております。ここまでの、障害者虐待をめぐる本市及び国の動向並びに本市における虐待対応体制についての説明でございます。

次の8ページからは、先日開催いたしました障害者虐待対策部会の議論に沿った形で部会の中で示された論点を羅列的に集約したものになります。まず1つ目といたしましては、各区役所支援課と各障害者生活支援センターの対応件数に、約6倍の格差が生じているのはなぜか、ということでございます。こちらにつきましては、統計として調査する項目の問題も含めましてご議論をいただき、両者において障害者虐待に対する意識の持ち方が異なるのではないかというご意見を頂戴いたしました。本市といたしましては、なるべく両者の虐待に対する意識が平準化できるよう、今後も研修等を充実させていきたいと考えているところでございます。

資料の方は9ページへと移りまして、次に障害者虐待に対する統計のあり方についてということでございますが、こちらにつきましては当日お示しした統計シートをもとにご議論をいただき、既存の統計項目だけでなく、虐待者に関する情報や虐待の類型に関する情報も収集するべきであるのご意見をいただいたところでございます。また、統計として集めたデータの活用方法といたしましては、クロス集計を用いるなど、様々な障害者虐待の実態を把握できる有効的なデータとして集計することが重要であるのご指摘もいただきました。本市としては、こちらにつきましても、どのようなあり方が望ましいのか、コーディネーター連絡会議等の意見も参考としながら、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

3点目としては、社会資源の問題でございます。障害者虐待に対応していく上でどのような社会資源が不足しているのか、あるいは今後どのような社会資源を創設することが望ましいのかということでご議論をいただきました。例えば、虐待事例の統計においては、分離に対する支援として6例がその他へ計上されております。こちらにつきましては、分

離を必要としたが、社会資源の不足等の事情により分離することができなかった事例であるとも考えられます。こうした社会資源の問題につきましては、障害者虐待の領域にとどまらずにご指摘をいただいているところがございますので、今後も皆様方からのご意見を参考といたしまして、本市としても施策につなげられるよう検討してまいりたいと思っておりますので、本日も改めてご意見等がございましたら頂戴できればと考えております。

資料 10 ページをお開きください。最後に今後の事業の方向性や取り組み内容についてということで、ご報告申し上げたいと存じます。障害者虐待防止法の施行でありますとか、様々なご議論を踏まえまして、本市が今後取り組んでいく内容といたしましては、まず障害者相談支援指針に反映されていない利用者による虐待への対応フローややむを得ない事由による措置に関する記述等を追加していくことといたします。

次に、障害者虐待に関する職員研修といたしまして、虐待防止法の施行までの間に改めて障害者虐待への対応の重要性を関係職員に認知していただくための研修を実施する予定でございます。また、来年度に向けた施策の検討として、緊急一次保護のための居室の確保でありますとか、通報・相談への対応体制を充実させるため、障害者生活支援センターを中心とした体制強化を図るなど、来年度の予算要求に向けて、それぞれの課題を明確化するとともに、具体的な施策として実現できるよう検討してまいりたいと考えております。以上が、障害者虐待対策部会からの報告を含めまして、本市における障害者虐待対応の現状と今度に関する説明でございます。様々な課題があるところかと思いますが、ぜひとも皆様方からのご意見を頂戴し、よりよい体制を構築してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

※録音機器不調により聞き取りできず

(宗澤委員長)

障害者虐待防止法というのは、国が研修をしようが、取り組まない市町村は取り組みません。これは高齢者虐待でも明らかです。特に職場というのは、実情に応じて就業支援の一環としてやった方がよいという場合にはそのようにして進めていく必要もあるだろうし、対人関係の中で専ら被害感情だけが雪だるま式に拡大して行って、結局悪循環を生んでしまうということを単純に職場だけの問題と扱い、ご本人に対する支援と職場の環境調整を一体として進めていくという時に、今労働局を含めたシステムは明らかになっていないわけですから、明らかになって、実情に応じた本市としての連携や協力の仕方、あるいはハローワークや労働基準監督署、労働局配下の労働機関との連携の仕方を含めて、今後検討を深めていきたいと思っております。ここはまだはっきりしないわけですから、今後の課題である。ただ、実情に応じた対応が特に求められている職場における虐待の課題があるということの確認をしていきたいと思っております。

(菅原委員)

虐待の相談件数について、支援センターが 43 で支援課が 7 という報告があるのですけれども、普段の相談の中で虐待に気がついていくということがある中で、視覚障害や聴覚障害の方については相談自体があまり入ってこないの、アクセスしていないのではないかと

という印象があります。以前に市町村障害者生活支援事業を受けていて、視覚障害や聴覚障害の方のピアカウンセラーさんがいた時に、その人たちから聴覚障害の方同士の金銭の問題が事例として出たり、視覚障害の方にサービスが届いていないという状態があって、その辺りはやはりサービスしてあげなければいけないという話が連絡の中で出ていたところがあったのですが、社協の聴覚障害者相談員さんとの連携があまり続かなかったもので、改めて聴覚障害や視覚障害の方の相談先との連携を作っていないと色々なことが拾えないのではと感じました。市民会議でも視覚障害の方のお話を聞くと、通常の相談の中で解決しなければいけないようなことでも、実際は届いていないという実態があるという印象を受けました。

(宗澤会長)

児童相談所の一時保護所を見ますと、発達障害ものすごく多いという現実があります。これは虐待の所産として発達障害になっているという場合もあり得て、例えば揺さぶり症候群の結果として知的障害や発達障害が起きるということも確認されています。これらは今後18歳を超えてくるわけです。その辺りのことも我々は考えていかなければならないと思っています。障害者虐待にかかわっては検討課題が山のようにあるということで、皆さんから必要な情報、検討すべき課題の提案を常に受け付けていきたいと考えておりますので、そこは虐待部会の中で真摯に受け止めてまいりたい。

(小津委員)

障害児の中でもダウン症の子の親は仲がよいのです。なぜかと言うと、ダウン症は1200人くらいで必ず生まれてくるし、親が悪いわけでもない。ダウン症の子どもは障害児の天使と言われるくらいで、親の管理もしっかりしていて仲がよい。一方アスペルガー症候群や発達障害の子の親の離婚率はとても高い。わかりにくく育てにくいのです。したがって虐待がハイリスクになり、そういった方がそのまま手当されずに大人になって、行き場がなくなり発達障害者支援センターにいらっしやいます。

(宗澤会長)

それでは時間の都合もありますので、もう1つの部会からの報告を受けたいと思います。

(小暮主任)

それでは、資料4「今後の精神障害者退院促進支援について」という横長の資料をご覧ください。先日の地域生活支援部会での議論や指摘事項を元に、今後の精神障害者退院促進支援について、事務局としての考え方を案としてまとめましたので、説明させていただいた後、皆様からご意見をいただければと存じます。それでは、現在の精神障害者の退院支援を取り巻く現状について整理したいと思います。まず、法律及び制度の動きについてですが、平成23年8月に障害者基本法が改正され、地域社会において他の人々と共に暮らしていくことが基本原則として規定されました。

また、平成24年4月から施行されております、改正障害者自立支援法において、障害のある方の地域移行及び地域定着に対する取組みを進める基幹相談支援センターを規定する

とともに、地域移行推進員の配置や個別支援会議について個別給付化が行われたところがあります。これらの法改正により、障害のある方に地域生活への移行が制度のみではなく法的にも、法理念的にも準備されたこととなります。

次に、法改正を受けての国の動向についてですが、現在、精神保健医療の充実に関する検討が行われており、退院支援や地域生活支援に関する議論については概ね方向性が出ており、一部は地域移行・地域定着支援という形で制度化されております。今後は、強制入院や保護者制度の検討の結果を踏まえた法改正や医療機関の人員体制の検討などが行われ、今後、具体化に向けた取組みがなされる予定です。

なお、退院支援については、個別給付化されたものを除く、精神障害者地域移行・地域定着支援事業が厚生労働省内の事業仕分けの対象となっており、今後の補助金額をはじめとする制度の変更が予想されます。また、障害者総合支援法への対応といたしまして、いわゆる障害福祉計画策定にあたっての基本方針において、従前「退院可能精神障害者」とされたものとは別の客観的な指標が検討されているところです。本市の障害者総合支援計画には、埼玉県の方針を踏まえ、現在数値を120名として掲げておりますが、総合支援法に移行した後、新たな方針が示された段階で対応していくこととなると考えております。これらのことから、概ね方向性は出ているものの、精神障害者に対する地域移行及び地域定着支援の取り組み内容の具体的な方策や数量的なものについては検討段階となっております。

これらの動きを踏まえまして、本市の対応といたしましては、基幹相談支援センターの設置、障害者生活支援センターの機能強化、地域自立支援協議会の拡大を図ってまいりたいと考えております。これまで拠点型として整備していた中央区障害者生活支援センターを地域移行及び地域定着支援を促進するための基幹相談支援センターとして位置づけるとともに、障害者生活支援センターの機能強化といたしまして権利擁護支援員という名の元に生活支援センターの人員体制を強化いたしました。今後も引き続き、人員体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、地域自立支援協議会を拡大し、今後の精神障害者の地域移行・地域定着に関する体制等を協議するため、地域自立支援協議会に地域生活支援部会を設置し、既に第1回会議を開催し、課題の確認を行ったところであります。

それでは、法改正や制度の状況等を勘案し、今後の退院促進支援事業の実施方法の事務局案について提示させていただきたいと思っております。まず、基幹相談支援センターの退院促進支援に係る役割について説明させていただきます。障害者自立支援法第77条の2及び地域生活支援事業実施要綱にあるとおり、本市においても基幹相談支援センターが障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発や地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートなど、地域移行・地域定着の促進の取組みを行うものとして位置づけております。

ただし、これまでの本市における退院促進支援事業の取り組み内容を踏まえ、基幹相談支援センターにおいて、退院促進の働きかけを行うとともにピアカウンセラーのコーディネートを行うことが望ましい、ピアカウンセラーやコーディネーターについては、基幹相談支援センターが直接雇用を行う必要は無く、他の法人に委託してもよい。といった仕組みを考えております。ピアカウンセラーの派遣の流れについては図のとおりとなっております。

ます。ピアカウンセラーの派遣を必要とする障害者生活支援センターが基幹相談支援センターに派遣を依頼し、基幹相談支援センターのコーディネートにより派遣されます。派遣された障害者生活支援センターは基幹相談支援センターに派遣手数料を支払い、その手数料がピアカウンセラーの報酬等になるという仕組みです。

次に、障害者生活支援センターの機能強化といたしまして、区によって障害種別ごとに分かれていた窓口を統一することや、差別等の権利擁護に対応する業務を行うための人員の配置、さらに基幹相談支援センターのところでもお話いたしました。障害者自立支援法の改正に伴い、地域移行支援及び地域定着支援を行うこととしています。なお、一部の区ではまだ一つの窓口となっておりますが、本年度中に方向性を定め、来年度当初より一つの窓口となるよう必要な手立てを講じてまいります。

次に、地域自立支援協議会の拡大について説明いたします。昨年度の地域自立支援協議会は、ノーマライゼーション条例施行後の虐待対応に関するマニュアルの作成を作業部会を通じて行ってまいりました。今年度は、虐待に対応する作業部会を新たに障害者虐待対策部会として専門部会に格上げし、同時に保健所精神保健課が設置していた退院支援連絡会及び運営委員会をモデルとして、精神障害者を中心に入院又は入所している障害者に対する支援の課題等を検討するものとして新たに地域生活支援部会を設置したところです。

さて、それでは先日開催されました、地域生活支援部会で示された論点について報告させていただきます。まず、退院した患者数についてですが、障害福祉計画における102名の退院可能精神障害者数に対し40名の退院者という実績をどのように評価するのかというところで、多いのか、少ないのか、妥当な数なのか。ただ、この102名というのが病院から示された102名というわけではなくて、退院できる方が40名いて、それとは別に102名の方が退院可能なのではないかということ、あまり関連性はないのですけれども、いずれにせよ目標値を掲げていたわけですので、こちらの102名に対し40名退院したことをどう評価するのかというところでご意見をいただければと思っております。

そしてその次のページですが、機関連携のあり方についてもご意見をいただいたところがございます。医師、医療従事者、障害者生活支援センター、行政機関の役割分担や関係性の構築についてどのような課題があるのかという部分で論点があると思います。図の左側にあります運営委員会、退院支援連絡会、退院支援ケア会議の三段階のものがこれまで退院支援事業に設置されていた会議となっております。右側が現状の部分になりますが、施策形成部分といたしましては、こちらの地域自立支援協議会が条例で設置されているのでありますので、こちらを頂点とした形で、その下に地域生活支援部会、一般の障害児者サービス調整会議の三段構えで施策の形成を行っています。さらに右側が実務部分になりますけれども、各区の福祉事務所が地域移行支援・地域定着支援の支給決定を行い、何か問題があった場合にはサービス調整会議を招集するという形で進められていると思っております。

左側の図にあります退院支援連絡会で今まで対象者の決定、担当支援センターの決定等を行ってきたところなのですけれども、こちらの機能が右側の福祉事務所の方に移ってきています。担当支援センターについては援護地の支援センターという風に取り決めを行っているのですけれども、対象者の決定については支給決定という仕組みを使うという形になっております。こちらが今ある機関連携の大枠なのですが、これについての課題があり

ましたらご意見をいただければと思います。

そして3番目に社会資源について、これまでの取り組みにおいて不足している社会資源について、どのような施策が必要なのかという部分ですが、こちらは先ほどの40名の退院先をそれぞれ振り分けたものでございます。やどかりの里の援護寮が14名、アパートでの1人暮らしが11名、自宅に戻られた方が1名、グループホームが6名、ケアホームが5名、生活ホームであるけやき荘、高齢者賃貸住宅、老人ホームがそれぞれ1名という形で退院されているということです。こちらについて、今後整備していくべき社会資源があればご意見をいただきたいと考えています。

最後のページになりますが、平成24年度当初予算における精神障害者の退院支援に関する考え方ということで、今一度整理をさせていただけたらということでお示ししたのがこちらの図になります。平成23年度では精神障害者退院支援事業、手帳診断書料補助事業の一部、そしてその他の事業、障害者生活支援センター事業、これらを再編成いたしまして増額し、平成24年度においては、これらを合算いたしまして、6名増分の人件費に当てさせていただいたというところでございます。それにプラスいたしまして、今回個別給付化された障害福祉サービス事業、計画相談でありますとか、地域移行・地域定着の部分の予算額が1,800万ほど計上されております。これらを有効に活用することで、先ほどのピアカウンセラーやコーディネーターの活用を措置していく形で考えさせていただければと存じます。以上、今後の精神障害者の退院促進支援について、課題を示された点についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(宗澤会長)

皆様からご指摘、ご意見を頂戴したいと思います。

(大須田委員)

資料の9ページのところで、これまであった連絡会の機能を今後どういう風にできるかということで、基幹センターが中心となりながら、コーディネーター連絡会議や障害福祉課の方の協力を得て、実務者レベルを上げていかないと、例えば意識の差であるとか、個人の格差がこの数年間の取り組みでも課題になっていたところですが、また、入院されている方への働きかけ、長期の入院で意欲が低下されていたり、私のところにピアサポーターや入院を飛び越えた交流会等もこれまで来ているので、そういったものを実務者レベルでやる仕組みを基幹センター、コーディネーター連絡会議が中心になって作っていければよいと思います。

(宗澤会長)

事務局の方から退院者40名をどう評価するのかという課題が前回の専門部会のところから出ていたのですが、こちらは従来担当されていた保健所サイドではどのようにお考えになっているのでしょうか。

(金子委員)

102名のうち40名が退院されたということですが、退院した数だけではよい悪いは言え

ないのです。と言うのはその個人の状況を見てみると、それぞれの方にそれぞれの課題がありまして、その方1人1人が望んでいることと、周りが「退院できるよ」と言うことの間でうまくいかない部分というのがあります。本人の希望だけで進めていくのもよくないとは思いますが、退院を阻害している要因としては、例えば退院後に協力してくれる家族がない、受け入れ先がない、生活のイメージが乏しいといったことがあります。今大須田さんがおっしゃった交流会等色々やっていく中で高めていくということも大事だと思いますが、最終的にはこういう数になったことについて、数だけでは評価しきれないことがあるという風に思っております。

(宗澤会長)

議論の出発点として、さいたま市としてはご本人の実情に応じてしか進められない事業だということだったわけですね。考えてみれば、20年30年以上の入院を余儀なくされてきた人というのは、出た後の受け入れ先の人との関係がこじれていたり、事実上のかかわりがなくなっているという人がいる。120名という参考目標値を掲げながら、ケースバイケースで色んな課題を退院促進支援というところで組み立てていくしかないわけです。ですからその120名は参考数値として挙げながら、できるかぎりご本人の人権擁護と生活課題に即した、新しい体制で進めていくということになるのではないのでしょうか。他はいかがですか。三石さんどうですか。

(三石委員)

事務局からご説明がありましたように、9ページに示されているような新しい体制で退院支援の取り組みを継続していく形が作れていったらよいと思うのですが、退院が難しくなるケースとして、最も重篤な障害のある方々がそこに入院を余儀なくされているという実態があるのだと色んな方の支援をされていて思うので、より重篤な精神障害がある人たちに本当に必要な仕組みや施策、社会資源は何なのかということとを専門部会で協議していくことがこの自立支援協議会に位置づいた意味だと思うので、そういった実態を話しながら議論が深まっていくとよいと思います。

(宗澤委員長)

おっしゃるとおりだと思います。長期入院で困難の程度が高くて、比較的うまくいった人、そこで頓挫した人の事例をちゃんと出してもらわないと、今後の進め方についての具体的な方針を出すというわけにはいかないですね。ここをできれば次の専門部会で出していただく方向で検討させていただきたい。

先ほど小津さんから発達障害に関する早期の対応についてご指摘があったように、そもそも退院促進支援というものを尻拭い的に考えなければならぬ事態を作ってしまったということがわが国における精神障害のある方の不幸なわけですね。今後退院促進支援というものが求められないような、短期で地域に戻っていくというのをできるかぎり進めていくということもとても大事だと考えます。そのこともぜひ専門部会の方で検討させていただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。



### 3 その他

(宗澤会長)

それでは、決められた議事は以上と終了となりますが、皆様から何かこの場で取り上げたい話題などがありますか。なければ、最後にその他ということですが、事務局から何かありますでしょうか。

(西淵係長)

本日は大変長時間にわたりありがとうございました。本日いただいたご意見を参考とさせていただきます。今後専門分科会を中心に再度ご議論いただき、引き続き障害者の地域生活を充実させるための様々な課題に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、次回の開催についてでございますが、11月頃の開催を予定しております。専門分科会の開催と併せまして、詳細が決まり次第改めて皆様にお知らせさせていただければと存じますので、何卒よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

### 4 閉会

(宗澤会長)

それでは、以上をもちまして、「第4回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には会の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

以 上